

第12号様式記載要領

- 1 この届出書は、次に掲げる場合に該当する法人（(2)及び(4)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）並びに(3)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が使用すること。
 - (1) 法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第6項（同法第145条において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）
 - (2) 法人税法第75条の2第3項（同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があった場合
 - (3) 法人税法第75条の2第5項（同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の2第5項の届出書を提出した場合
 - (4) 法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第81条の24第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む。）
 - (5) 連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が同法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた場合
- 2 この届出書は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に2通を提出すること。
 - (1) 1(1)の場合 当該申告書の提出期限の延長の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
 - (2) 1(2)の場合 当該取消し又は変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内
 - (3) 1(3)の場合 当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内
 - (4) 1(4)の場合 当該申告書の提出期限の延長の処分があった日から7日以内
 - (5) 1(5)の場合 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内
- 3 「平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで」の欄は、1(5)の場合には、法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。
- 4 様式中「事業年度分 から法人税の確定申告書
連結事業年度分 から法人税の連結確定申告書」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字をまっ消すること。
- 5 様式中五段書きとなっている箇所については、届出の内容によって不要文字をまっ消すること。ただし、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と、1(4)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と読み替えて不要文字をまっ消すること。
- 6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。
 - (1) 1(2)及び(4)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
 - (2) 1(3)の場合 当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
 - (3) 1(5)の場合 当該処分を受けた法人